

壮瞥町立学校の教育職員に関する 業務量管理・健康確保措置実施計画

(学校における働き方改革壮瞥町アクション・プラン)

令和8年3月
壮瞥町教育委員会

目 次

1. 計画の趣旨・現状	1
2. 目標	1
3. 計画の期間	2
4. 実施する業務量管理・健康確保措置の内容	2
5. 関連する取り組み、今後のフォローアップについて	4

1. 計画の趣旨、現状

(1) 計画の趣旨

本計画は、教育職員の勤務状況を改善し、健康を確保するとともに、自ら学ぶ時間を確保し、専門性を最大限に発揮して教育に専念できる環境を整備することを目的とする。これにより、教職員の「働きやすさ」と「働きがい」を両立し、より良い教育を実現することを目指す。

この計画は、公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法第8条及び文部科学大臣の指針に基づき策定するものである。壮瞥町では、教職員が教育活動に集中し、専念できる環境を整え、本町教育の質の向上を図ることを目的に、平成30年度から「学校における働き方改革壮瞥町アクション・プラン」を策定し、働き方改革を推進してきた。

(2) 壮瞥町の現状

壮瞥町では、平成21年8月に北海道教育委員会が策定した取組方策に基づき、時間外勤務の縮減を推進している。過去（平成28年9月）の調査では、最大で週当たり勤務時間が60時間程度とされており、一定の取組成果が認識されていた。従来の壮瞥町の目標は、教育職員の在校等時間から所定の勤務時間等を減じた時間を、1月で45時間以内、1年間で360時間以内とすることであった。

こうした取り組みの結果、本町における教育職員の時間外在校等時間の状況は、令和6年度においては次のとおりである。

【令和6年度の時間外在校等時間の状況】

区分	全職員平均（月平均）	月45時間超の割合	月80時間超の割合
壮瞥町立学校教職員 （全体）	33.1時間（※）	25.4%	2.2%
小学校	27.0時間	12.8%	0.7%
中学校	28.0時間	15.0%	1.1%
高等学校	44.3時間	48.3%	4.8%

令和6年度の月別全職員平均時間は、4月が40.9時間、8月が13.7時間、10月が39.2時間、1月が22.2時間など、月によって差が見られ、全体では平均約33.1時間であった。月80時間を超える教育職員はわずかな割合であるが、各校種で発生している。教育職員の月45時間超の割合は、小学校で最高月33.3%、中学校で最高月20.0%、高等学校で最高月75.0%であり、依然として長時間勤務の教員がいる状況である。

また、長時間勤務の原因として、教員が児童生徒に直接接しない業務（成績処理、事務処理、保護者対応など）に高い負担感を感じている実態が北海道全体で明らかになっている。

こうした状況を踏まえ、政府が令和11年度までに教育職員の1箇月時間外在校等時間を平均30時間程度に削減することを目標としていること、そして、教員の業務を「業務の3分類」に基づき見直し、業務の精選と効率化を徹底することによって、本来担うべき指導業務に注力できる時間的余裕を創出す

ることが必要である。

2. 目標

本計画において達成を目指す目標は次のとおりである。

(1) 時間外在校等時間に関する目標

- ① 1ヶ月時間外在校等時間が45時間以下の割合を100%にする。
- ② 1年間における1ヶ月時間外在校等時間の平均時間を30時間程度にする。
- ③ 1年間時間外在校等時間を360時間以下とすることを旨す。

(2) ワーク・ライフ・バランスや働きがい等に関する目標

- ① 年間の年次有給休暇の平均取得日数を15日以上にする。
- ② ストレスチェックにおける高ストレス者の割合を10%まで減少させる。

(3) 学校運営体制に関する目標

- ① 定時退勤日を月2回以上実施している学校の割合を100%にする。
- ② 学校閉庁日を年9日以上実施している学校の割合を100%にする。

3. 計画の期間

令和8年度（2026年度）～令和12年度（2030年度）とする。

4. 実施する業務量管理・健康確保措置の内容

本町では、本計画期間中の重点事項として、次の内容に取り組む。

(1) 「業務の3分類」を踏まえた業務の見直し

① 学校以外が担うべき業務

○登下校時の通学路における日常的な見守り活動等

- ・ 保護者・地域住民による見守り活動を推進する。
- ・ 地域学校協働活動の深化を図り、保護者や地域住民が学校運営に参画しやすい体制づくりを推進する。

○放課後から夜間などにおける校外の見回り、児童生徒が補導された時の対応

- ・ 学校における自主的な見回りを原則行わないこととする。
- ・ 補導された児童生徒の引き取りについては、保護者が第一義的な責任を負うことについて関係機関と認識を共有する。

- 保護者等からの過剰な苦情や不当な要求等の学校では対応が困難な事案への対応
 - ・教育委員会等の行政機関の責任において当該苦情等に対応できる体制を構築するため、スクールロイヤーの活用を含め、学校運営を支援する体制を整備する。

② 教師以外が積極的に参画すべき業務

- 専門スタッフの配置促進
 - ・スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、教育アドバイザーや特別支援教育支援員、部活動指導員等の支援スタッフの配置を進める。
- 地域連携・協働活動
 - ・コミュニティ・スクールを深化させ、地域との調整作業が教頭等に集中しないよう地域コーディネーターの業務改善を進める。
- 部活動
 - ・部活動休養日（週2日以上）及び活動時間の上限（平日2時間程度、休業日3時間程度）を厳守する。
 - ・令和10年度までに、原則、休日の全ての部活動の地域展開を実現し、部活動指導員の配置拡充を進める。

③ 教師の業務だが、負担軽減を促進すべき業務

- ICTの活用による校務効率化の推進
 - ・「北海道公立学校校務支援システム」や「Google work space」の活用を進め、情報共有や事務負担軽減を図り校務DXを進める。
- 授業準備、学習評価や成績処理
 - ・教育委員会は、ICTを活用した教材や資料等により授業準備等を支援する。
 - ・校務支援システムの機能や自動採点技術等を活用することによって、授業準備、採点作業や成績処理等に係る事務負担を軽減する。
- 支援が必要な児童生徒・家庭への対応
 - ・スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカー等の専門的な知見を活用しつつ、教職員が連携・協働した支援体制を構築する。
 - ・専門人材の派遣申請を道教委に行うとともに、教育アドバイザーや特別支援教育支援員の継続配置を行う。
 - ・福祉部局や警察等と緊急時の連絡体制を確立し、連携・協力体制を強化する。

(2) 学校における措置の推進

- ・各学校の教育課程における年間総授業時数や週当たり授業時数については、年度当初の計画段階で真に必要な時数となるよう設定する。特に、標準授業時数を大幅に上回って（小4以上は年間で1,086単位時間以上）編成されている場合には、指導体制に見合うものとなるよう見直す。

- 当初の狙いが形骸化し十分な効果が見込めない活動等の見直し、清掃時間・頻度の見直し、放課後の活動時間の勤務時間内での設定など、日課表の工夫を行う。
- デジタル技術の活用により、職員間における情報共有のデジタル化やサービス管理などの校務を効率化し、「GIGAスクール構想の下での校務DXチェックリスト」に基づいた自己点検の達成状況を、60%にする。
- 勤務時間外における電話対応を見直すため、勤務時間外の留守番電話機能や電話の録音機能を全校に設置する。

(3) 教育職員の健康及び福祉の確保に関する取組

- 1ヶ月時間外在校等時間が80時間を超えた教育職員に、医師による面接指導を実施する。また、直近2～6か月間のいずれかの平均で80時間を超える職員についても、産業医による面接指導を徹底する。
- 終業から始業までに11時間を目安とする勤務間インターバル（休息时间）の確保に取り組む。
- ストレスチェックの実施率を100%にし、実施後の集団分析の結果等も活用して職場環境の改善を推進する。
- 年次有給休暇についてまとまった日数を連続して取得できるよう、各学校に対して取得を促進する。
- 変形労働時間制や週休日の振替など、勤務時間や休憩時間に係る諸制度を活用し、正規の勤務時間の割振りを適正に行うよう指導・助言する。
- 長期休業期間中の在宅勤務、育児を行う職員への早出遅出勤務制度などの周知を図り、推進する。

5. 関連する取組、今後のフォローアップについて

- 取組の着実な実行を図るため、町内各学校の教育職員の在校等時間の状況を把握し、毎年度、壮瞥町のホームページで公表するとともに、定例の教育委員会及び総合教育会議において報告することとする。
- 時間外在校等時間にかかる目標の達成状況については、本町で導入している「校務支援システム」の「出退勤システム」で把握し、その他の目標については、本町で導入しているストレスチェックの結果から把握する。
- 教育委員会において各学校の状況を確認し、本計画の内容に照らして課題が見られるときは、当該学校に聞き取り、指導等を実施する。特に、時間外在校等時間が長時間となっている教育職員がいる学校や、業務の持ち帰りや休憩時間の確保が課題となっている学校に対しては、当該年度中にも速やかに状況が改善されることを目指し、当該学校に対する個別の支援・指導を実施する。
- 各学校における働き方改革の取組が進むよう、様々な機会を捉え各学校へ本計画の周知を行うとともに、管理職向けにマネジメント等に関する研修を充実させるなど、教育委員会からの支援を強化する。学校長は、管理職のリーダーシップのもと、学校運営協議会における協議等も踏まえ

つつ、本計画に基づき取組を実施する。

- 保護者、地域の理解を促進するため、首長部局と連携し、保護者や地域の各自治会等に対して、本町における「業務の3分類」をはじめとする業務量管理・健康確保措置の内容について周知を行うとともに、具体の項目について協力を得られるよう取り組む。